

令和6年2月22日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表 03-3580-4111 (内線 2036) )

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年2月29日（木）までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付  
令和6年2月9日（金）
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付  
令和6年2月13日（火）
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容  
法務省証務局の職員名簿（最新版、及び保管中のもっとも古いもの）
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について  
行政文書開示請求書に上記3のとおり記載されたことについて、その趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は取得しておらず、保有していません。

また、あなたの請求の趣旨に沿うものであるかは不明ですが、法務省証務局職員の所属、氏名等が記載された一覧表の最新版を求めるということであれば、法務省本省では、以下の行政文書を保有していますので情報提供します。

（1）法務省証務局電話番号一覧表（令和6年1月22日現在）

おって、行政文書開示請求書に、「保管中のもっとも古いもの」と記載されたことについて、上記一覧表の最も古いものとして、法務省本省では、以下の行政文書を保有しています。

（2）法務省証務局電話番号一覧表（令和5年4月1日現在）

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

- 5 開示請求手数料について  
上記4（1）及び（2）の行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は1件（上記4（1）及び（2）で1件）、開示請求手数料は300円となります。  
現在、あなたから収入印紙600円分を受領しておりますので、過納付となつてある収入印紙300円分について返戻します。